

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号。以下「規則」という。)第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(自己資本比率規制の第3の柱(市場規律))として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を、当該告示に則り、本章で開示します。
 なお、本章中における「告示」は平成18年3月27日 金融庁告示第19号、自己資本比率規制の第1の柱(最低所要自己資本比率)を指しております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

自己資本の構成に関する開示事項(連結・単体)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき算出しております。

また、当行は、国内基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

(注) 標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットを算出する手法のことです。

【連結】

(単位:百万円)

項 目	平成30年 3月末	経過措置による 不算入額	平成31年 3月末
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	34,827		36,284
うち、資本金及び資本剰余金の額	16,038		16,038
うち、利益剰余金の額	19,219		20,677
うち、自己株式の額(△)	47		48
うち、社外流出予定額(△)	382		382
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	97		108
うち、為替換算調整勘定	—		—
うち、退職給付に係るものの額	97		108
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	690		610
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	690		610
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,018		658
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	485		424
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,119		38,086
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,128	282	1,054
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,128	282	1,054
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	132	33	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
退職給付に係る資産の額	243	60	312
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,504		1,366
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	35,614		36,719
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	367,111		383,170
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,147		2,927
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額	282		—
うち、繰延税金資産	33		—
うち、退職給付に係る資産	60		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額	3,771		2,927
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	20,309		19,731
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	387,420		402,902
連結自己資本比率			
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.19%		9.11%

(注) 上記に掲げた「自己資本の構成に関する開示事項」の開示に使用する附則別紙様式第4号の経過措置期間が終了したため、平成31年3月末については、「平成26年金融庁告示第7号(以下「開示告示」という。))別紙様式第12号により開示しております。

【単体】

(単位:百万円)

項 目	平成30年 3月末	経過措置による 不算入額	平成31年 3月末
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	33,803		35,204
うち、資本金及び資本剰余金の額	16,038		16,038
うち、利益剰余金の額	18,193		19,594
うち、自己株式の額(△)	47		48
うち、社外流出予定額(△)	380		380
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	651		572
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	651		572
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,018		658
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	35,473		36,435
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,117	279	1,047
うち、のれんに係るものの額	-		-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,117	279	1,047
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	132	33	-
適格引当金不足額	-		-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-
前払年金費用の額	192	48	254
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-		-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-		-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-		-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-		-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-		-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,443		1,301
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	34,030		35,133
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	363,592		379,385
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,131		2,927
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	279		
うち、繰延税金資産	33		
うち、前払年金費用	48		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額	3,771		2,927
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	19,485		18,918
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	383,077		398,304
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.88%		8.82%

(注) 上記に掲げた「自己資本の構成に関する開示事項」の開示に使用する附則別紙様式第3号の経過措置期間が終了したため、平成31年3月末については、「開示告示」別紙様式第11号により開示しております。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及びリスク特性等の概要並びに体制の整備及びその運用状況の概要
現在、オリジネーターとしての証券化取引はありません。
また、当行は投資家として、当行以外のオリジネーターによる証券化商品を購入する場合がありますが、その場合には流動性リスク等についても十分検討した上で購入することとしております。
当行が証券化エクスポージャーを保有した場合には、裏付資産の状況、金利動向、適格格付機関による格付情報等について、担当部がモニタリングを行い、その状況を経営陣へ報告することとしております。
- (2) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
当行は「信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針」は定めておりません。
- (3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額算出に使用する方式
当行では、「標準的手法」により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額を算出することとしております。
- (4) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合における当該証券化目的導管体の種類及び当行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
当該証券化取引を行っておりません。
- (5) 当行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当行が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。
- (6) オリジネーターとして関与する証券化取引の会計方針
当行がオリジネーターとして関与する証券化取引の会計上の処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。また、当行がアレンジャーに優先受益権を売却した時点で、証券化取引に係る資産の売却を認識しております。
- (7) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称
証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定には、株式会社日本格付研究所（JCR）、株式会社格付投資情報センター（R&I）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）及びムーディーズ・インベストメント・サービス・インク（Moody's）の格付を使用しております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要
オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、若しくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクをいいます。オペレーショナル・リスクは業務運営を行っていく上で可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組みを整備し、リスク顕現化の未然防止及び影響極小化に努めております。
当行では、オペレーショナル・リスクの対象を事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに大別しそれぞれに所管部を定め管理しております。
また、オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、当行のオペレーショナル・リスクを網羅的に把握する必要があることから、監査部・営業推進部を除く全ての部の委員で構成されるオペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、オペレーショナル・リスクの把握、評価、モニタリングを実施し、リスクの低減に向けた対応策を検討する等、管理態勢の強化を図っております。なお、オペレーショナル・リスク管理委員会での管理状況については、リスク管理委員会を通じて定期的に経営陣へ報告しております。
- (2) オペレーショナル・リスク相当額算出に使用する手法
当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しております。
(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理につきましては、リスク管理部門において、定期的にリスクを評価し、その状況を経営陣へ報告しております。
- 株式等の価格変動リスクは、信頼水準99%、保有期間120日のバリュアット・リスク（VaR）^(注)によりリスク量を計測し、予め定めたリスク限度額等の遵守状況をモニタリングしております。
- 株式の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。
- 株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。
- (注) VaR…一定の確率の下の予想最大損失額。

10. 金利リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方や範囲に関する説明
リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定

全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動とした上で管理を行っております。

対象範囲は、当行のビジネスモデルに照らし金利に感応する資産・負債、オフ・バランス取引としております。

なお、連結子会社については、事業内容、資産・負債の規模、構成にみて、金利リスクの財務に与える影響が軽微であるため、銀行単体の金利リスクと等しいものと見なしております。

② リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当行では、取締役会において各リスクに対する資本配賦額を決定しており、金利リスクについてもリスク資本額（リスク限度額）を設定しその遵守状況のモニタリングを行っております。このほかに、一定の金利ショックを想定した場合の変動額、及び金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などについてのモニタリングを行っております。

モニタリング結果は、適切にリスク管理委員会等に報告する態勢としております。リスク管理委員会においては、これらの報告を受けて今後の対応方針について協議・検討を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

③ 金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しております。

④ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

ヘッジ等金利リスクの削減については、リスク管理委員会等でヘッジする対象、ヘッジ手段、ヘッジ金額等を検討し実施の可否を協議し、有価証券の購入・売却、或いは金利スワップ取引等のヘッジ取引により対応する方針としております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(ア) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は5.6年となっております。

(イ) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は10年となっております。

(ウ) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提
流動性預金は、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金をコア預金としております。

当行では、コア預金部分の残高及び滞留期間を推計するために内部モデルを用いております。具体的には、過去の流動性預金残高の推移の特徴をモデル化し、将来残高を算出し満期を割り当てております。

また、推計にあたっては、市場金利に対する当行預金金利の追随率を考慮しております。

(エ) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還率、定期預金の期限前解約率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

(オ) 複数の通貨の集計方法及びその前提
資産又は負債に占める割合が5%未満、かつ、当該通貨のビジネスを拡大する計画がない等の理由により重要性がないと判断した通貨については、計測対象外としております。また、異なる通貨間の分散効果や相殺効果は考慮しておりません。

(カ) スプレッドに関する前提
キャッシュ・フローには信用スプレッド等を含めております。一方で、割引金利については、信用スプレッド等を含めずリスクフリーレートを使用しております。

(キ) 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金については内部モデルを使用しております。

(ク) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
開示初年度のため記載しておりません。

(ケ) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当行の Δ EVEは、自己資本の20%以内であり、金利リスク管理上、問題ない水準と認識しております。

② 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(ア) 金利ショックに関する説明
当行では、主としてVaRを用い、金利による時価変動リスク量を算定しております。

VaRの算出にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しております。

(イ) 金利リスク計測の前提及びその意味
銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度額管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を5年、信頼水準を99%としております。

また、保有期間については、銀行勘定全体のVaR算定時の保有期間及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaR算定時の保有期間は120日としております。

【定量的な開示事項】

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	連 結				単 体			
	平成30年3月末		平成31年3月末		平成30年3月末		平成31年3月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス)項目】								
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	4	0	4	0	4	0	4	0
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	300	12	288	11	300	12	288	11
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	166	6	174	6	166	6	174	6
我が国の政府関係機関向け	2,188	87	2,068	82	2,188	87	2,068	82
地方三公社向け	395	15	52	2	395	15	52	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	14,004	560	10,730	429	14,004	560	10,730	429
法人等向け	117,464	4,698	124,811	4,992	117,464	4,698	124,811	4,992
中小企業等向け及び個人向け	126,983	5,079	136,476	5,459	126,983	5,079	136,476	5,459
抵当権付住宅ローン	9,438	377	8,953	358	9,438	377	8,953	358
不動産取得等事業向け	52,024	2,080	53,086	2,123	52,024	2,080	53,086	2,123
三月以上延滞等	1,824	72	1,984	79	1,548	61	1,682	67
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	1,697	67	1,554	62	1,697	67	1,554	62
株式会社地域活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等	16,782	671	18,598	743	16,782	671	18,598	743
(うち出資等のエクスポージャー)	16,782	671	18,598	743	16,782	671	18,598	743
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	14,668	586	14,026	561	11,433	457	10,552	422
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	2,024	80	1,649	65	1,816	72	1,459	58
(うち上記以外のエクスポージャー)	12,643	505	12,377	495	9,617	384	9,092	363
証券化(オリジネーターの場合)	-	-	-	-	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外の場合)	-	-	0	0	-	-	0	0
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(リスク・スルー方式)	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(マンデート方式)	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(フォールバック方式1,250%)	-	-	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,771	150	2,927	117	3,771	150	2,927	117
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-	-	-	-	-
資産(オン・バランス)計	361,713	14,468	375,739	15,029	358,203	14,328	371,963	14,878
【オフ・バランス取引等項目】								
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-	-	-	-	-	-	-	-
原契約期間が1年以下のコミットメント	95	3	66	2	95	3	66	2
短期の貿易関連偶発債務	-	-	-	-	-	-	-	-
特定の取引に係る偶発債務	-	-	-	-	-	-	-	-
NIF又はRUF	-	-	-	-	-	-	-	-
原契約期間が1年超のコミットメント	2,447	97	4,816	192	2,447	97	4,816	192
内部格付手法におけるコミットメント	-	-	-	-	-	-	-	-
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,459	98	2,210	88	2,450	98	2,201	88
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	-	-	-	-	-	-	-	-
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	95	3	96	3	95	3	96	3
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	40	1	46	1	40	1	46	1
派生商品取引	94	3	102	4	94	3	102	4
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-	-
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
オフ・バランス取引等 計	5,232	209	7,338	293	5,223	208	7,329	293
【CVAリスク相当額】(簡便的リスク測定方式)	133	5	91	3	133	5	91	3
【中央清算機関関連エクスポージャー】	31	1	1	0	31	1	1	0
合 計	367,111	14,684	383,170	15,326	363,592	14,543	379,385	15,175

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

2. 上記計表は、「自己資本比率告示」及び「開示告示」が改正されたため、平成31年3月末より改正後の「自己資本比率告示」及び「開示告示」に基づき作成しております。

目録資本比率規制の第3の柱
市場規律に資する開示

(2) 総所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	連 結		単 体	
	平成30年3月末	平成31年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	14,684	15,326	14,543	15,175
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	812	789	779	756
合 計	15,496	16,116	15,323	15,932

2. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成30年3月末				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー の期末残高
	主な種類別内訳				
	貸付 （注1）	債 券 （注2）	デリバティブ取引 （注3）	その他 （注4）	
国内計	831,611	556,047	164,047	694	1,865
国外計	4,152	-	4,152	-	-
地域別合計	835,763	556,047	168,200	694	1,865
製造業	40,767	39,606	-	-	188
農業、林業	850	850	-	-	4
漁業	419	419	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	488	488	-	-	3
建設業	30,237	30,171	-	-	101
電気、ガス、熱供給・水道業	17,394	17,335	-	-	-
情報通信業	4,699	4,378	-	-	-
運輸業、郵便業	19,895	19,786	-	-	47
卸売業、小売業	34,932	34,475	-	-	159
金融業、保険業	133,295	71,858	34,277	35	-
不動産業、物品賃貸業	66,758	66,726	-	-	899
各種サービス業	43,920	43,821	-	-	130
国・地方公共団体	164,784	64,041	100,736	-	-
個人	161,839	161,839	-	-	329
その他	115,478	247	33,186	658	-
業種別合計	835,763	556,047	168,200	694	1,865
1年以下	93,673	72,405	20,574	694	-
1年超3年以下	92,996	48,870	44,125	-	-
3年超5年以下	84,854	59,896	24,957	-	-
5年超7年以下	87,674	55,947	31,683	-	-
7年超10年以下	143,113	107,992	35,121	-	-
10年超	196,563	186,022	10,537	-	-
期間の定めのないもの	136,887	24,913	1,200	-	-
残存期間別合計	835,763	556,047	168,200	694	-

	平成31年3月末				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー の期末残高
	主な種類別内訳				
	貸付 （注1）	債 券 （注2）	デリバティブ取引 （注3）	その他 （注4）	
国内計	822,932	568,746	148,126	967	1,802
国外計	3,864	-	3,864	-	-
地域別合計	826,796	568,746	151,991	967	1,802
製造業	41,185	40,315	-	-	114
農業、林業	838	838	-	-	9
漁業	350	350	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	410	410	-	-	1
建設業	28,658	28,621	-	-	122
電気、ガス、熱供給・水道業	24,153	24,094	-	-	-
情報通信業	4,390	4,040	-	-	13
運輸業、郵便業	18,554	18,445	-	-	46
卸売業、小売業	34,119	33,666	-	-	151
金融業、保険業	123,867	70,456	24,859	42	-
不動産業、物品賃貸業	64,367	64,319	-	-	825
各種サービス業	44,391	44,268	-	-	133
国・地方公共団体	162,460	66,862	95,591	-	-
個人	171,806	171,806	-	-	382
その他	107,242	250	31,540	924	-
業種別合計	826,796	568,746	151,991	967	1,802
1年以下	93,090	68,063	24,059	967	-
1年超3年以下	75,503	46,661	28,842	-	-
3年超5年以下	82,179	60,216	21,925	-	-
5年超7年以下	91,445	54,222	37,222	-	-
7年超10年以下	123,418	101,441	21,973	-	-
10年超	222,557	205,388	17,168	-	-
期間の定めのないもの	138,602	32,753	800	-	-
残存期間別合計	826,796	568,746	151,991	967	-

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

3. 上表には、CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含めておりません。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成29年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	2,306	△219	2,087
国外計	—	—	—
地域別合計	2,306	△219	2,087
製造業	334	△75	259
農業、林業	1	△0	1
漁業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	180	△84	96
電気・ガス・熱供給・水道業	57	△57	—
情報通信業	—	—	—
運輸業、郵便業	306	28	334
卸売業、小売業	103	28	132
金融業、保険業	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	265	△71	194
各種サービス業	486	11	497
国・地方公共団体	—	—	—
個人	533	△18	515
その他	35	18	54
業種別合計	2,306	△219	2,087

	平成30年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	2,087	△289	1,797
国外計	—	—	—
地域別合計	2,087	△289	1,797
製造業	259	△111	147
農業、林業	1	△0	1
漁業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	96	46	142
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
情報通信業	—	3	3
運輸業、郵便業	334	△274	60
卸売業、小売業	132	13	146
金融業、保険業	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	194	△40	154
各種サービス業	497	145	642
国・地方公共団体	—	—	—
個人	515	△79	435
その他	54	7	61
業種別合計	2,087	△289	1,797

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成29年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	1,977	△210	1,766
国外計	—	—	—
地域別合計	1,977	△210	1,766
製造業	334	△75	259
農業、林業	1	△0	1
漁業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	168	△79	89
電気・ガス・熱供給・水道業	57	△57	—
情報通信業	—	—	—
運輸業、郵便業	306	28	334
卸売業、小売業	103	28	132
金融業、保険業	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	253	△69	183
各種サービス業	486	11	497
国・地方公共団体	—	—	—
個人	265	2	267
その他	—	—	—
業種別合計	1,977	△210	1,766

	平成30年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	1,766	△258	1,507
国外計	—	—	—
地域別合計	1,766	△258	1,507
製造業	259	△111	147
農業、林業	1	△0	1
漁業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	89	52	142
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
情報通信業	—	3	3
運輸業、郵便業	334	△274	60
卸売業、小売業	132	13	146
金融業、保険業	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	183	△39	144
各種サービス業	497	145	642
国・地方公共団体	—	—	—
個人	267	△49	218
その他	—	—	—
業種別合計	1,766	△258	1,507

(3) 業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	連 結	単 体	連 結	単 体
製造業	—	—	19	19
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	198	198
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	—	—	9	9
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	3	—	2	—
その他	—	—	—	—
業種別合計	3	—	231	228

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び1,250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 (単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額							
	連 結				単 体			
	平成30年3月末		平成31年3月末		平成30年3月末		平成31年3月末	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	24,582	240,204	14,728	239,314	24,582	240,204	14,728	239,313
0%超 10%以下	—	39,920	—	37,668	—	39,920	—	37,668
10%超 20%以下	77,640	6,238	60,288	6,417	77,640	6,238	60,288	6,417
20%超 35%以下	—	26,967	1,000	25,582	—	26,967	1,000	25,582
35%超 50%以下	60,341	467	59,208	281	60,341	467	59,208	281
50%超 75%以下	10,000	170,591	13,000	179,392	10,000	170,591	13,000	179,392
75%超 100%以下	8,966	157,360	10,861	166,184	8,966	154,341	10,861	162,825
100%超 150%以下	2,000	1,024	3,500	1,119	2,000	840	3,500	917
150%超 350%以下	247	1,200	119	800	247	1,200	119	800
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	183,778	643,975	162,705	656,761	183,778	640,772	162,705	653,200

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーです。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限りませ。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれます。
3. 上表には、CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含めておりません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	連 結		単 体	
	平成30年3月末	平成31年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	2,214	1,996	2,214	1,996
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	3,927	3,593	3,927	3,593

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引の与信相当額の算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

(2) 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位:百万円)

	連 結		単 体	
	平成30年3月末	平成31年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
グロス再構築コストの額	54	308	54	308
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	694	967	694	967
派生商品取引	694	967	694	967
外国為替関連取引	435	422	435	422
金利関連取引	-	61	-	61
株式関連取引	258	483	258	483
その他取引	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	694	967	694	967

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引は、含まれておりません。

2. 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コスト及びグロスのアドオン額(想定元本に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額。

(3) 信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

該当ありません。

(4) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

(5) 信用リスク削減手法の効果をもとに勘案しているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

<連結及び単体>

該当ありません。

(2) 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

<連結及び単体>

・保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成30年3月末				平成31年3月末			
	証券化エクスポージャーの額 (再証券化エクスポージャーを除く)		再証券化エクスポージャーの額		証券化エクスポージャーの額 (再証券化エクスポージャーを除く)		再証券化エクスポージャーの額	
	オン・バランス	オフ・バランス	オン・バランス	オフ・バランス	オン・バランス	オフ・バランス	オン・バランス	オフ・バランス
クレジットカード債権	-	-	-	-	-	-	-	-
リース債権	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者向け債権	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産向け債権	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	0	-	-	-
合 計	-	-	-	-	0	-	-	-

・保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分別残高及び所要自己資本の額

(オン・バランス)

(単位:百万円)

	平成30年3月末				平成31年3月末			
	証券化エクスポージャーの額 (再証券化エクスポージャーを除く)		再証券化エクスポージャーの額		証券化エクスポージャーの額 (再証券化エクスポージャーを除く)		再証券化エクスポージャーの額	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
20%以下	-	-	-	-	0	0	-	-
20%超50%以下	-	-	-	-	-	-	-	-
50%超100%以下	-	-	-	-	-	-	-	-
100%超350%以下	-	-	-	-	-	-	-	-
350%超650%以下	-	-	-	-	-	-	-	-
650%超1,250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	0	0	-	-

(注) オフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーは保有してありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額及び時価

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成30年3月末		平成31年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	4,645	4,645	3,951	3,951
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	845		842	
合 計	5,491		4,793	

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成30年3月末		平成31年3月末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	4,367	4,367	3,557	3,557
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	1,341		1,337	
合 計	5,708		4,894	

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
売却損益額	208	△16
償却額	-	△118

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
売却損益額	208	△16
償却額	-	△118

(3) (連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末
連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	930	712
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	685	351
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

本開示事項は、平成31年3月31日より改正後の「自己資本比率告示」及び「開示告示」に基づき開示しております。

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末
ルック・スルー方式		-
マンドート方式		-
蓋然性方式(250%)		-
蓋然性方式(400%)		-
フォールバック方式		-
合 計		-

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末
ルック・スルー方式		-
マンドート方式		-
蓋然性方式(250%)		-
蓋然性方式(400%)		-
フォールバック方式		-
合 計		-

8.金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減

(単位:百万円)

	平成30年3月末
金利ショックに対する経済的価値の減少額(100BPV)	12,201
VaR(信頼水準99%、保有期間120日、観測期間5年)	7,550

(注) 経済的価値の変動額のうち、価値が減少する方向の額についてプラス表示で記載しております。

自己資本比率規制における金利リスク

(単位:百万円)

運用勘定		金利リスク量 平成30年3月末
区分		
貸出金		3,008
有価証券		2,866
市場性運用		-
その他		-
運用勘定合計		5,874

調達勘定		金利リスク量 平成30年3月末
区分		
定期性預金		349
要求払預金		1,270
市場性調達		11
その他		-
調達勘定合計		1,631
金融派生商品(金利受取サイド)		-
金融派生商品(金利支払サイド)		-
金利リスク		4,242
(参考)自己資本比率規制における第2の柱におけるアウトライヤー比率		12.465%

- (注) 1. 自己資本比率規制における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(貸出金、有価証券、預金等)が、一定のルールにおける金利ショックにより発生する経済的価値の変動額(リスク量)を見るものです。当行では、金利ショックを保有期間1年、過去5年の観測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショックとして捉え、その金利ショック下における金利リスクを算出しております。
2. 預金者の要求によって払出される要求払預金のうち、明確な金利改定間隔がなく、長期間引き出されずに金融機関に滞留する預金をコア預金と定義しております。当行では、要求払預金の現在残高の50%相当額をコア預金とし、毎月一定額ずつ満期を迎え、最長5年、平均金利満期2.5年の定期預金とみなして金利リスク量を計算しております。
3. 上記の金利リスクは、運用勘定と調達勘定の金利リスク量を相殺し、金融派生商品の金利リスク量を考慮して算定しています。

9. 金利リスクに関する事項

上記「金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減」について、「開示告示」が改正されたため、平成31年3月末より改正後の「開示告示」別紙様式第11号の2を用いて本開示事項を記載しております。

平成31年3月末

〈連結〉

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ		ロ	ハ		ニ	
項番		△EVE			△NII			
		当期末	前期末		当期末	前期末		
1	上方パラレルシフト	2,884						
2	下方パラレルシフト	5,032						
3	スティープ化							
4	フラット化							
5	短期金利上昇							
6	短期金利低下							
7	最大値	5,032						
		ホ		ヘ				
		当期末		前期末				
8	自己資本の額	36,719						

(注) 上記「IRRBB1:金利リスク」のロ欄、ハ欄、ニ欄及びヘ欄は、「開示告示」別紙様式第11号の2の経過措置に係る注意書きにより記載しておりません。

〈単体〉

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ		ロ	ハ		ニ	
項番		△EVE			△NII			
		当期末	前期末		当期末	前期末		
1	上方パラレルシフト	2,884						
2	下方パラレルシフト	5,032						
3	スティープ化							
4	フラット化							
5	短期金利上昇							
6	短期金利低下							
7	最大値	5,032						
		ホ		ヘ				
		当期末		前期末				
8	自己資本の額	35,133						